



ソフトフォン認証案の整理及び論点

平成24年5月
事務局

ソフトフォン認証案の整理と論点

これまでの技術検討作業班において提案のなされた4つのソフトフォン認証案に関する整理及び論点(懸念される事項等)を次ページ以降に示す。

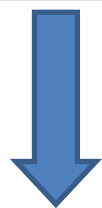
なお、これまでの技術検討作業班における議論を踏まえ、ソフトフォン認証案の検討を行うにあたっては、以下の点に留意することが必要。

- ✓ 0AB～Jや080/090の番号を用いるソフトフォンについては、認証等の在り方を明確化し、適合すべき技術基準を明らかにすること。
- ✓ 認証等の制度化にあたっては、市場発展を阻害しないよう、各プレーヤー(利用者、ソフトウェアベンダ、電気通信事業者、認定機関等)にとって過度な負担とならない制度とすること。
- ✓ 認証等の制度化を行った際には、適切な監視体制や、是正する措置の確保が必要。

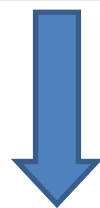
ソフトフォン認証案の類型化

- ✓ ソフトフォン認証案(A案～D案)及び既存の基準認証制度との関係は下図の通り。
- ✓ 技術基準適合認定及び接続の検査(A案含む)については新たな制度化は不要。
- ✓ B案～D案については、設計認証及び技術基準適合自己確認と類似の制度。

認証等の方法	設計認証	技術基準適合認定	技術基準適合 自己確認	接続検査	
	【法56条】	【法53条】	【法63条】	【法69条】	検査省略・公示 【施行規則32条】
認証等を受ける者	端末機器を取り扱う ことを業とする者	適合認定を受けよう とする者	製造／輸入業者	利用者	規定なし
1.認証等をする者	登録認定機関等		総務大臣	電気通信事業者	
2.認証等の対象	端末機器の設計	適合認定の求めが あった端末機器	特定端末機器の 設計	端末設備、自営電気通信設備	
単位	設計単位 (量産品)	機器単位 (1台単位)	設計単位 (量産品)	利用者の設備単位 (1台単位)	規定なし



ソフトフォンに対応
可能であり、新たな
制度化は不要



ソフトフォンに対応
可能であり、新たな
制度化は不要

A案(NTT東案)
NTT東西にて実施
中であり、新たな
制度化は不要

B案(JATE案)
ソフトウェアのみでは端末機器には該当せず、
同一制度ではないため、新たに制度化が必要。

D案(H21年度答申案)
設計認証等をソフトウェア及びハードウェアに対して
適用する案であり、既存制度とほぼ同一。但し、一
部例外規定等について制度化が必要。



C案(CIAJ案)
表示が不要、ソフトフォンベンダによる適合
宣言を行う等既存の認証制度とは異なり、
新たな制度化が必要

1. 認証等をする者

項目	A	B	C	D(H21年度答申)
1.認証等をする者	電気通信事業者	登録認定機関等(技術基準適合自己確認を含む)	ソフトフォンベンダ	登録認定機関

論点	A	B	C	D(H21年度答申)
同一のソフトウェアについて複数事業者に確認をとる必要があることや、電気通信事業者が有償でソフトフォンの適合検査を行う場合には、ソフトフォンベンダのコスト負担が大きい。	○			
電気通信事業者ごとに検査することになるため、電気通信事業者の負担が大きい。また、電気通信事業者ごとに審査の基準や取扱いが異なる可能性があるのではないか。	○			
電気通信事業者ごとの適合検査となるため、海外からの参入障壁とされる可能性がある。	○			
第三者認証ではソフトフォンベンダに認証取得に必要な固定的费用が発生。		○		○
MRAの登録外国適合性評価機関が認証することができないのではないか。		○		
オープンソースのようにソフトウェアベンダが存在しない場合がある。	○	○	○	○

2. 認証の対象

項目	A	B	C	D(H21年度答申)
2.認証の対象	ソフトウェア	ソフトウェア	ソフトウェア	ソフトウェア／ハードウェア一体(組合せ)

論点	A	B	C	D(H21年度答申)
ハードウェアと一体(組合せ)での認証や安全性等の適合確認には限界があるのではないか。				○
端末設備でないソフトウェアについて登録認定機関が認証等を行うことができないのではないか。		○		

【参考】認証等の対象

✓ ソフトウェアのみを認証等の対象とした場合、適合すべき技術基準に合わせて確認を行う機能の範囲を明確化すべき。

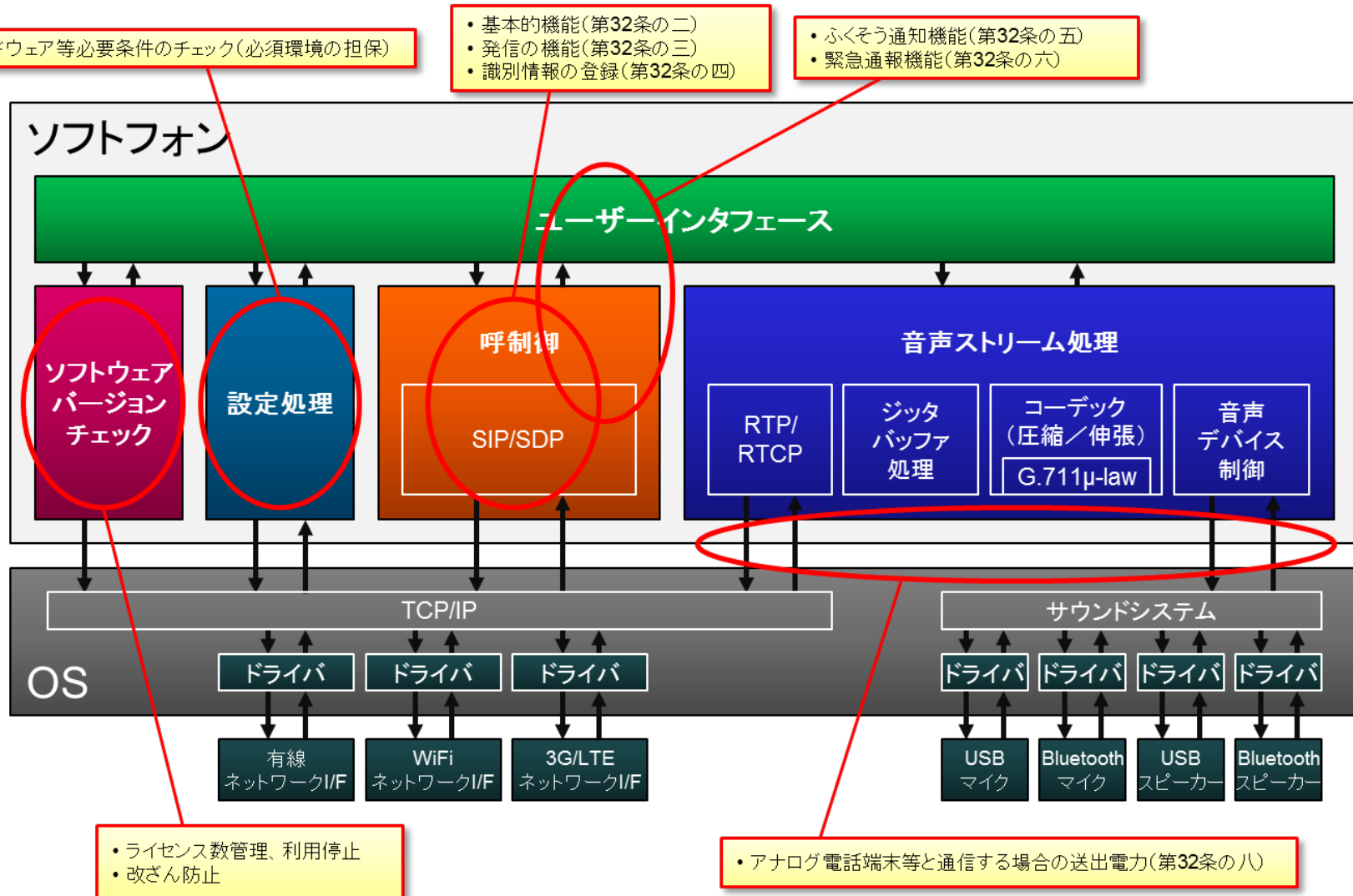


図: 資料作22-3「ソフトフォンに対する認定について」(ソフトフロント社)より

3. 技術基準

項目	A	B	C	D(H21年度答申)
3.技術基準	電氣的条件等を除くIP電話の技術基準(安全性等についても除外)	電氣的条件等を除くIP電話の技術基準(安全性等についても除外)	電氣的条件等を除くIP電話の技術基準(安全性等についても除外)	IP電話の技術基準全て

論点	A	B	C	D(H21年度答申)
除外する技術基準の詳細化が必要。	○	○	○	
D認定が必須とした場合、自作等のパソコンへの対応が事実上不可能で、不公平が生じるのではないか。	○	○	○	○

ソフトフォンが準拠すべき技術基準（0AB～J IP電話端末の場合）（案）

- ✓ 安全性及び電氣的条件等に係る技術基準は、ハードウェアに求められる要素であり、汎用端末がD認定等取得時に既に要件を満足していると考えられる。よって、インストールされる汎用端末が既認定品であることを前提とした場合、安全性等に関する規定はその適用を除外して良いのではないかな。

技術基準項目		要否	論点
基本的事項（安全性等）	第3条 責任の分界	×	ハードウェア要件であるため
	第4条 漏洩する通信の識別禁止	×	ハードウェア要件であるため
	第5条 鳴音の発生防止	×	ハードウェア要件であるため
	第6条 絶縁抵抗等	×	ハードウェア要件であるため
	第7条 過大音響衝撃の発生防止	×	ハードウェア要件であるため
	第9条 端末設備内において電波を使用する端末設備	×	ハードウェア要件であるため
インターネットプロトコル電話端末	第32条の2 基本的機能	○	
	第32条の3 発信の機能	○	
	第32条の4 識別情報登録	○	ハードフォンと同様の経過措置の考慮が必要（H25.4～）
	第32条の5 ふくそう通知機能	○	ハードフォンと同様の経過措置の考慮が必要（H25.4～）
	第32条の6 緊急通報機能	○	
	第32条の7 電氣的条件等	×	ハードウェア要件であるため
	第32条の8 アナログ電話端末等と通信する場合の送出電力	○	
	第32条の9 特殊なインターネットプロトコル電話端末	○	告示の条件がハードウェア要件でない場合に準用

4. 試験

項目	A	B	C	D(H21年度答申)
4.試験	汎用端末により実施	動作環境条件の下位の環境の汎用端末により測定(推奨)	汎用端末により実施	汎用端末により実施

論点	A	B	C	D(H21年度答申)
試験方法は0AB～J IP電話端末や移動IP電話端末に準じ、告示された試験方法を用いるべき。	○	○	○	○

5. 設計合致義務等

項目	A	B	C	D(H21年度答申)
5.設計合致義務等	・ハードウェア等必須条件の規定(OS等との組合せ) ・必須条件を満たさない汎用端末へのインストール防止措置 ・インストール実行ファイルに対する改ざん防止措置 ・配布済みソフトフォンの管理	・インストール時の改ざん検知、動作環境の検査 ・改ざん検知、動作環境の検査を行った結果を、ライセンスのアクティベーションや利用登録時に、認証取扱業者に報告 ・報告内容を検査記録として10年間保存	定められた手続はないが、インストールされたソフトウェアが技術基準に適合していることを担保する必要がある	・正常にインストールが終了した旨の確認信号をソフトフォン端末から発信し、これを認証取扱業者が受信することにより、認証取扱業者が正常性を確認 ・確認の結果を検査記録として10年間保存 ・ソフトフォン起動時にOSやメモリ等について確認し、設計変更が行われていないことを確認 等

論点	A	B	C	D(H21年度答申)
必須条件を満たさない汎用端末へのインストール防止措置について、必要条件を満たす汎用端末を厳密に識別することで、バージョンアップ時に(一時的に)利用者のソフトフォンが使用できなくなるなど、利用者の利便性を阻害するのではないか。	○	○		○
ベンダーのコスト負担が大きいライセンスアクティベーションや検査記録の保存等の設計合致義務等の要件については緩和が必要ではないか。		○		○
設計合致義務等の要件をより具体化することが必要ではないか。			○	
インストール時の改ざん検知は、現状の端末機器におけるソフトウェアバージョンアップの場合も考えられるため、ソフトフォンに限定した規定とするには無理があるのではないか。	○	○		

【参考】設計合致義務

■ 設計合致義務【事業法第57条第1項】

認証機関による設計認証を受けた者（「認証取扱業者」）は、認証に係る設計に基づく端末機器を取り扱う場合においては、その端末機器を設計に合致するようにしなければならない義務があります。

■ 検査記録保存義務【事業法第57条第2項】

■ 認証取扱業者は、上記の義務を履行するため、認証を受けた「確認の方法」（品質管理に関する方法）に従い、その取扱いに係る端末機器について検査を行い、その検査記録を作成し、保存しなければなりません。

■ 検査記録の項目は、次のとおりで、**検査の日から10年間保存**しなければなりません。

- ① 検査に係る設計認証番号
- ② 検査を行った年月日及び場所
- ③ 検査を実施した責任者の氏名
- ④ 検査の方法
- ⑤ 検査の結果

（端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第21条に定めたとおり。）

資料：MRA国際ワークショップ2012

「日本における電気通信端末機器の基準認証制度の概要」（総務省、平成24年3月29日）より

6. 表示

項目	A	B	C	D(H21年度答申)
6.表示	なし	インストール後に設計合致義務を履行した後、技適マークを表示(電磁的表示を基本とする)	なし	インストール後に設計合致義務を履行した後、技適マークを表示(電磁的表示)

論点	A	B	C	D(H21年度答申)
技術基準適合性が利用者から確認できるよう、表示が必要ではないか。			○	
画面を持たない端末機器にインストールされるソフトフォンでは、表示することができないのではないか。		○		○
ソフトウェアにおける表示の効力については検討が必要ではないか。	○	○	○	○

【参考】表示

■ 表示【事業法第58条】

- 認証取扱業者は、前述の設計合致義務・検査記録保存義務を履行したときに初めて、端末機器に、基準に適合している旨の表示を貼付することができます。
- 表示の様式は以下に定められています。
認定規則様式第7号
- 表示は見やすい箇所に付さなければなりません。
- 手順に従って表示を貼付した端末機器は、先述した法律上特別な効果が与えられることとなります。
(効果：電気通信ネットワークへの接続)

※ 機器に変更を加えた場合の表示の扱いについて ※

- 原則として、認証取扱業者は、端末機器について、設計の内容の一部又は全部を変更しようとするときは、認証機関による新たな認証を取得しなければなりません。
- 新しい認証を取得する際は別の番号を取得することになります。

資料：MRA国際ワークショップ2012

「日本における電気通信端末機器の基準認証制度の概要」(総務省、平成24年3月29日)より

7. 公示、 8. 説明書等への記載

項目	A	B	C	D(H21年度答申)
7.公示	電気通信事業者がHP上に公示	機器に関する技術基準適合認定等に準じて公示	ソフトフォンベンダが適合宣言書をHP上に提示する。また、総務省に登録した内容に従い、総務省が公示	機器に関する技術基準適合認定等に準じて公示するとともに、ソフトフォンが正常に動作するスペックの条件等を総務省が公示

項目	A	B	C	D(H21年度答申)
8.説明書等への記載	ハードウェア等必須条件を利用者に通知	未認証ソフトウェアと区別するため、認証取得の告知等周知をすることが望まれる。	電気通信事業法に規定する端末設備の接続の技術基準に適合している旨、及びハードウェアは技適マークを表示した特定端末機器又は端末機器にインストールしなければならない旨を記載	端末の種別や要求されるハードウェアの仕様等を説明書や利用許諾画面等に記載

9. バージョンアップ等への対応

項目	A	B	C	D(H21年度答申)
9.バージョンアップ等への対応	原則、ソフトフォンバージョンアップ時には再検査が必要。但し、3項又は5項に係る変更がない等軽微なバージョンアップについては再検査不要(申告に基づき公示したソフトフォンのバージョンを変更) 例)軽微なものの例:呼制御に係らないOSバージョン更新への追従	通信に係らないソフトウェアについても一部変更が必要(ただし、スキン部を除く)	バージョンアップされた後も引き続き技術基準に適合していることを担保する必要がある	認証設計に変更を及ぼすバージョンアップを行う場合にあっては、再度認証を取得し、新たな表示を付す

論点	A	B	C	D(H21年度答申)
アプリ自体の改版頻度が極めて高いことから、電話機能に関わらないソフトウェアの変更については検査から除外すべきではないか。		○		

10. 市場監視

項目	A	B	C	D(H21年度答申)
10.市場監視	電気通信事業者	総務省及び登録認定機関	総務省	総務省及び登録認定機関

論点	A	B	C	D(H21年度答申)
技術基準に適合していないソフトフォンの市場監視の強化や認証を受けていないソフトフォンの市場監視が必要ではないか。		○	○	○
技術基準に適合していないソフトフォンの接続拒否の強化や認証を受けていないソフトフォンへの接続検査が必要ではないか。	○	○	○	○
認証を受けてないソフトフォンについては、技術的な接続防止措置や罰則規定など、認証を受けたソフトフォンとの公平性を実現するための仕組みが必要ではないか。	○	○	○	○
技術基準適合認定等と異なる枠組みのため、法に基づく報告徴収・立ち入り検査の対象外。		(○)	○	

【参考】報告徴収と立入検査及び妨害防止命令等

■ 認証取扱業者への立入検査 【事業法第166条第2項、第3項】

- 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、認証取扱業者に対し、認証に係る端末機器に関し報告させ、又はその職員に、認証取扱業者の事業所に立ち入り、当該機器その他の物件を検査させることができます。
- 報告拒否、虚偽報告等の場合は30万円以下の罰金に処せられることがあります。

■ 妨害防止命令 【事業法第54条】

- 総務大臣は、認証に係る端末機器であって表示が付されているものが、技術基準に適合しておらず、かつ、その機器の使用により電気通信回線設備を利用する他の利用者の通信に妨害を与えるおそれがあると認める場合において、妨害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、認証取扱業者に対し、その機器による妨害の拡大を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。
- 命令違反の場合は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがあります。また、1億円以下の罰金刑の法人重課があります。

■ 端末機器の提出 【事業法第167条】

- 総務大臣は、職員に立入検査をさせた場合において、その所在の場所において検査をさせることが著しく困難であると認められる機器又は当該機器の検査を行うために特に必要な物件があったときは、認証取扱業者に対し、期限を定めて、当該機器又は当該物件を提出すべきことを命ずることができます。
- 命令違反の場合は30万円以下の罰金に処せられることがあります。

■ 措置命令 【事業法第59条】

- 総務大臣は、認証取扱業者が設計合致義務に違反していると認める場合には、認証取扱業者に対し、認証に係る確認の方法を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができます。
- 命令違反の場合は表示の禁止の処分を受ける場合があります。

1 1. その他

その他論点	A	B	C	D(H21年度答申)
国内外に周知広報が必要ではないか。	○	○	○	○